

京たなべ

4/15 平成20年(2008年) No.610



大住交番がリニューアル 地域に密着した駐在所へ

大住交番が都市型の「大住駐在所」としてリニューアルし、4月4日に落成式が行われました(=写真)。

今回、高齢者なども利用しやすいよう、バリアフリー構造の建物に生まれ変わりました。また、警察官が常駐するようになったことで、防犯機能が向上。コミュニティコーナーもあり、より地域に密着した駐在所になりました。

市の人口		
平成20年4月1日現在	世帯数	23,705世帯
男 30,218人	女 31,642人	合計 61,860人

国民健康保険

保険税の税率改正 国保財政の健全化を

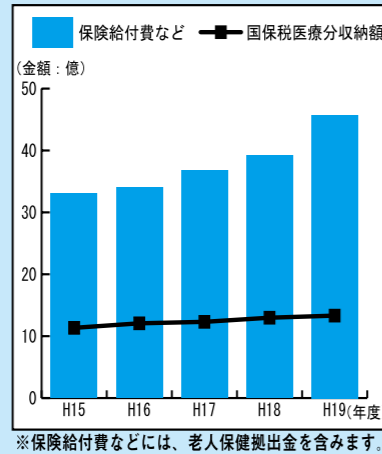
市は、医療費の大幅な増加や医療制度改革に対応するため、国民健康保険税(以下「国保税」といいます)の税率を改正しました。

国保税の3区分化
後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保税の算定に「後期高齢者支援金等分」が加わります。これまでは、国保税の医療分の中に老人保健制度の費用負担分が含まれていましたが、平成20年度から「後期高齢者支援金等分」として明確化し、負担いただくことになりました。結果、国保税の算定は、従来の医療分・介護分(40歳以上65歳未満の人)に「後期高齢者支援金等分」を加えたものになります。

制度運営の危機
医療分の国保税は、平成12年度に税率を改正して以後、引き上げを続けていません。医療費は、急速な高齢化や医療技術の向上により、給付する費用も増え続け国保財政は厳しい状況になっています(Ⅱ「グラフ」)。

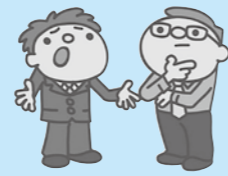
改正に「理解を
保険給付費の財源のうち、その年に

1 3 3 2
問合せ先 Ⅱ 国保医療課(☎64・



【グラフ】保険給付費などと国保税医療分収納額の推移

平成15年度の保険給付費および老人保健拠出金の合計が約33.1億円であったのに対し、平成19年度の見込みは、約45億円であり、わずか数年の間に約1.36倍の伸びとなっています。



他方、国保税の医療分の収納額は、平成15年度が約11.3億円であったのに対し、平成19年度の見込みは、約13.3億円であり、約1.18倍しか伸びていません。

(表) 国保税の率および金額

所得が一定以下の世帯については、均等割と平等割が所得に応じ7割、5割、または2割軽減されます。

	改正前				改正後			
	所得割	均等割 (1人あたり)	平等割 (1世帯あたり)	賦課 限度額	所得割	均等割 (1人あたり)	平等割 (1世帯あたり)	賦課 限度額
医療分	6.9%	25,900円	26,500円	53万円	6.2%	26,700円	21,400円	政令で定められる額
後期高齢者支援金等分					1.7%	7,300円	5,600円	政令で定められる額
合計	6.9%	25,900円	26,500円	53万円	7.9%	34,000円	27,000円	政令で定められる額

所得割は、(前年分所得-33万円)×税率でもとめます。

介護分は、税率の改正はありません。所得割2.0%均等割9,000円平等割6,000円賦課限度額9万円。

政令で定められる賦課限度額は、医療分47万円、後期高齢者支援金等分12万円となる予定です。

モデル ケース 給与収入200万円の場合

	改正前	改正後	差額
医療分	113,800円	103,200円	△10,600円
後期高齢者支援金等分	なし	28,000円	28,000円
介護分	0円	0円	0円
計	113,800円	131,200円	17,400円



給与収入400万円夫婦(夫45歳、妻40歳)子供2人の場合

	改正前	改正後	差額
医療分	290,800円	272,600円	△18,200円
後期高齢者支援金等分	なし	74,400円	74,400円
介護分	70,600円	70,600円	0円
計	361,400円	417,600円	56,200円



年金収入100万円夫婦(夫70歳、妻68歳)の場合(7割軽減を適用)

	改正前	改正後	差額
医療分	23,400円	22,400円	△1,000円
後期高齢者支援金等分	なし	6,000円	6,000円
介護分	0円	0円	0円
計	23,400円	28,400円	5,000円

75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65~74歳)が国保に加入する場合

75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65~74歳)が国保に加入する場合

平成20年4月以降、75歳以上の(65歳以上で一定以上の障害を有する人を含む)は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることとなります。

それに伴って、国保に引き続き加入する人の国保税負担が増えることがないように、国保被保険者の国保税については、法令により次のような軽減が図られる予定です。

75歳以上の人が後期高齢者医療制度、75歳未満の人が国保の場合
▼所得の低い人の国保税の軽減：国保税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や所得が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができま

▼世帯割で賦課される国保税の軽減：国保の被保険者が1人となる場合には、5年間、平等割が半額になります(介護分を除く)

75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65~74歳)が国保に加入する場合

75歳以上の人と同世帯の加入者を対象に国民健康保険税の経過措置

新たに国保に加入し、国保税の算定対象になった人は、2年間、所得割が免除され、均等割が半額になり、被保険者が1人の場合には、平等割も半額になります。

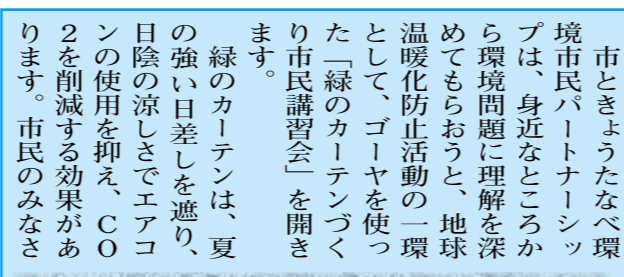
平成20年10月から特別徴収が始まります

国の医療制度改革により、平成20年10月からこれまでの普通徴収納付書または口座振替での納付に加え、特別徴収(年金からの天引き)を実施します。

特別徴収の対象Ⅱ国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)で、年額18万円以上の年金を受給している人

ただし、介護保険料と国保税を合わせた額が年金額の2分の1以上になる場合は、特別徴収を行いません。

問合せ先 国保医療課(☎64・1332)



ゴーヤで涼しくエコライフを!

市ときょうたなべ環境市民パートナーシップは、身近なところから環境問題に理解を深めてもらおうと、地球温暖化防止活動の一環として、ゴーヤを使った「緑のカーテンづくり市民講習会」を開きます。

緑のカーテンは、夏の強い日差しを遮り、日陰の涼しさでエアコンの使用を抑え、CO2を削減する効果があります。市民のみならず、今年夏は、緑のカーテンを育て涼しさと省エネに取り組んでみませんか。

【緑のカーテンづくり市民講習会】
日時 5月6日(火)午前10時から
場所 Ⅱ コミュニティホール
先着100組にゴーヤの苗を無料配布します。
問合せ先 Ⅱ きょうたなべ環境市民パートナーシップ事務局(環境課内、☎64・1336)

花見ウォークで **春の景色を満喫**

春の京田辺を歩く「花見ウォーク」が4月6日に行われました。絶好のウォーキング日和に、市内外から参加した家族連れなど約800人は市内の名所を鑑賞しながら、桜や菜の花が咲き誇る京田辺を元気よく歩いていました。道中には、グリーンティ接待、タケノコ鍋、野点・玉露の接待、菜の花摘みのサービス、スタンプ・クイズラリーも行われ、あちこちで笑顔の輪が広がっていました。観音寺では、参加した人たちが鮮やかな黄色の絨毯のように咲く菜の花畑に入り、春の香りを収穫していました(=写真)。



田辺公園プールポート

「みんなのプールですよかライフ」

京田辺市民のみなさんのプール、田辺公園プールからのレポートです。プールはただ泳ぐだけの場所だと思われている人が少なくないのが現状だと感じています。でも、プールでは泳ぐ以外にもいろいろなことができます。最近、一番普及しているのは歩くこと、水中ウォーキングです。水の抵抗、浮力などの特性をうまく利用しての水中ウォーキングは、足に負担をかけず、全身を使った運動ができます。また、さまざまに歩き方を変化させることで腰痛、肩こりの緩和や、リハビリに役立てることができます。



そのほかに、水の中で音楽に合わせて踊る水中エアロ(アクアビクス)や、浮き具を使い水の中でゆったりゆらゆらリラクゼーション、水の中でバレーを行なうシンクロロナイズドスイミングなどなど、みなさんもぜひ何か挑戦してみたいかたがでしょうか。今回は、「プールでウォーキング・歩く方法」をくわしく解説します。

問合せ先＝田辺公園プール (☎ 65-3113)

社会科見学といえは、子どもたちが行った某お菓子工場。おもしろいという声も聞かれました。今回は、大人も楽しめる社会科見学を企画しています。この春は、本書を参考に、大人の社会科見学を楽しく出かけてください。

図書館だより

中央図書館 ☎ 65-2500

5月の移動図書館『かんなび号』巡回表

曜日	地区名	駐 車 場 所	巡回時間	巡回日
火曜日	新興戸	新興戸公民館北50m	3:00~3:30	9
	飯岡	飯岡バス停前	3:40~4:10	(金) 20
	山本	山本出荷場精米所前	4:20~4:50	
水曜日	水取	水取公民館前	3:00~3:30	13
	普賢寺	普賢寺公民館前	3:40~4:10	27
	多々羅	多々羅公民館西側	4:20~4:50	
水曜日	天王	天王バス停前	3:00~3:30	7
	高船	高船農産加工センター前	3:40~4:10	21
	打田	打田公民館前	4:20~4:50	
日曜日	松井	松井里ヶ市公園東50m	3:40~4:10	14
	健康村	健康村公民館前	4:20~4:50	28
木曜日	三山木駅前	J.A.田辺南支店南100m	2:50~3:30	1
	江津	江津公民館前	3:40~4:10	15
	宮ノ口	宮ノ口白山公園	4:20~4:50	
日曜日	南山東	南山公園	2:50~3:20	8
	高木	高木公民館前	3:30~4:00	22
	興戸	興戸公民館西200m	4:20~4:50	

★中央図書館・北部分室(北部住民センター内)・中部分室(中部住民センター内)で借りられた本も、移動図書館で返すことができます。
★貸出券は中央図書館・北部分室・中部分室で共通して使えます。
★その場で貸出券をお作りしますのでお気軽にご利用ください。
★雨天の場合、巡回は中止となります。



『社会科見学に行こう!』 小島健一／編 アスペクト／発行

国民年金 **お忘れなく** 加入・喪失・種別変更などの届出

就職・退職・転入・転出など異動の多い季節となりました。年金の異動届出を忘れると、将来、年金の受け取り額が減額されたり、年金を受け取ることができなくなることがありますので、届出を忘れないようにしてください。手続き先などは、下表のとおりです。

問合せ先＝▼市民年金課 (☎ 64-1333) ▼京都南社会保険事務所 (☎ 075-643-3541)

こんなとき	どうする	どこで手続き
20歳になった	国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
就職した(本人)	厚生年金・共済組合などの加入手続きをする	第2号被保険者→勤務先
結婚した	第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第3号被保険者→配偶者の勤務先
配偶者が就職した	第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職した(本人)	国民年金の加入手続きをする 第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
配偶者が退職した	第3号被保険者該当手続きをする(第2号被保険者の配偶者に扶養される場合)	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
海外に居住する	資格喪失手続きをする 任意加入手続きをする	第1号被保険者→市民年金課 第1号被保険者→市民年金課・京都南社会保険事務所
転居した	住所変更手続きをする	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
氏名を変更した	氏名変更手続きをする	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
年金手帳が2冊ある 年金手帳の記号番号が2つ以上ある	年金手帳記号番号を統一する	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
年金手帳をなくした	年金手帳の再発行手続きをする	第1号被保険者→市民年金課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
納付書をなくした	納付書の再発行手続きをする	京都南社会保険事務所
保険料の納付を口座振替にする	口座振替の申し込みをする	金融機関・京都南社会保険事務所
保険料をクレジットカードで納付する	クレジットカードの納付申し込みをする	市民年金課・京都南社会保険事務所

※上記の「就職」は厚生年金などの加入、「退職」は厚生年金などの資格喪失の場合です。
※▼第1号被保険者…日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者など▼第2号被保険者…厚生年金保険や共済組合などに加入している人▼第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人